

議案第 39 号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

近年の複雑多様化する社会情勢に鑑み、あらゆる消防業務申請に対応できる事務執行体制の確保を図るため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成 12 年二宮町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

手数料を徴収する事務	区分	金額
1 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400 円
2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数が 10 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円 ロ 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円 ハ 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000 円 ニ 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000 円 ホ 指定数量の倍数が 200 を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000 円
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 26,000 円 (3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 39,000 円 (4) 指定数量の倍数が

- 100 を超え 200 以下の屋
内貯蔵所 52,000 円
- (5) 指定数量の倍数が
200 を超える屋内貯蔵所
66,000 円
- ロ 屋外タンク貯蔵所（特定
屋外タンク貯蔵所、準特定
屋外タンク貯蔵所及び岩
盤タンクに係る屋外タン
ク貯蔵所を除く。）の設置
の許可の申請に係る審査
次に掲げる屋外タンク貯
蔵所の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額
- (1) 指定数量の倍数が
100 以下の屋外タンク貯
蔵所 20,000 円
- (2) 指定数量の倍数が
100 を超え 10,000 以下の
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所
26,000 円
- (3) 指定数量の倍数が
10,000 を超える屋外タ
ンク貯蔵所 39,000 円
- ハ 準特定屋外タンク貯蔵
所（岩盤タンクに係る屋外
タンク貯蔵所を除く。）の
設置の許可の申請に係る
審査 530,000 円
- ニ 特定屋外タンク貯蔵所
（浮き屋根を有する特定屋
外貯蔵タンクのうち総務
省令で定めるものに係る
特定屋外タンク貯蔵所（ホ
において「浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所」とい
う。）、浮き蓋付きの特定屋
外貯蔵タンクのうち総務
省令で定めるものに係る
特定屋外タンク貯蔵所（ホ
において「浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所」という。）
及び岩盤タンクに係る屋

外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000 円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000 円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000 円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000 円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000 円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,880,000 円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリ

ットル以上 400,000 キロ
リットル未満の特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
5,100,000 円

(8) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上の特定屋外タ
ンク貯蔵所 6,290,000
円

ホ 浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付
特定屋外タンク貯蔵所の
設置の許可の申請に係る
審査 次に掲げる浮き屋
根式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所の区分に応
じ、それぞれ次に定める金
額

(1) 危険物の貯蔵最大
数量が 1,000 キロリット
ル以上 5,000 キロリット
ル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及
び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,130,000
円

(2) 危険物の貯蔵最大
数量が 5,000 キロリット
ル以上 10,000 キロリッ
トル未満の浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外
タ ン ク 貯 蔵 所
1,340,000 円

(3) 危険物の貯蔵最大
数量が 10,000 キロリッ
トル以上 50,000 キロリ
ットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
1,500,000 円

(4) 危険物の貯蔵最大
数量が 50,000 キロリッ
トル以上 100,000 キロリ
ットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
1,830,000 円

(5) 危険物の貯蔵最大
数量が 100,000 キロリッ
トル以上 200,000 キロリ
ットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
2,140,000 円

(6) 危険物の貯蔵最大
数量が 200,000 キロリッ
トル以上 300,000 キロリ
ットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
4,350,000 円

(7) 危険物の貯蔵最大
数量が 300,000 キロリッ
トル以上 400,000 キロリ
ットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋
外 タ ン ク 貯 蔵 所
5,570,000 円

(8) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上の浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外
タ ン ク 貯 蔵 所
6,770,000 円

へ 岩盤タンクに係る屋外
タンク貯蔵所の設置の許
可の申請に係る審査 次
に掲げる屋外タンク

貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7,250,000円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,700,000円

ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000円

チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円

(2) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円

リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000円

ヌ 移動タンク貯蔵所(ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000円

ル 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係

	る審査 39,000 円 ヲ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円
3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円 ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000 円 ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000 円 ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１） 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から 4 の項まで及び 7 の項において同じ。）が 15 キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。） 21,000 円 （２） 危険物を移送するための配管に係る最大

		常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下の移送取扱所 87,000 円 (3) 危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所 87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた金額 へ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の一般取扱所 39,000 円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の一般取扱所 52,000 円 (3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の一般取扱所 66,000 円 (4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の一般取扱所 77,000 円 (5) 指定数量の倍数が 200 を超える一般取扱所 92,000 円
3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 1 の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 1 項後	2 の項の 2 の右欄に掲げる

		段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、2の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査		2の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査		イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、2の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査		2の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査		2の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査		イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当

		該手数料の金額の4分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、2の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	6 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
5 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5,400円
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円 (2) 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円 (3) 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円 (4) 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量600リットル以下のタンク 6,000円

(2) 容量 600 リットルを
超え 10,000 リットル以
下のタンク 11,000 円

(3) 容量 10,000 リット
ルを超え 20,000 リット
ル 以 下 の タ ン ク
15,000 円

(4) 容量 20,000 リット
ル を 超 え る タ ン ク
15,000 円に 10,000 リッ
トル又は 10,000 リット
ルに満たない端数を増
すごとに 4,400 円を加え
た金額

ハ 基礎・地盤検査 次に掲
げる特定屋外タンク貯蔵
所の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大
数量が 1,000 キロリット
ル以上 5,000 キロリット
ル未満の特定屋外タン
ク貯蔵所 410,000 円

(2) 危険物の貯蔵最大
数量が 5,000 キロリット
ル以上 10,000 キロリッ
トル未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 540,000 円

(3) 危険物の貯蔵最大
数量が 10,000 キロリッ
トル以上 50,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 700,000
円

(4) 危険物の貯蔵最大
数量が 50,000 キロリッ
トル以上 100,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 920,000
円

(5) 危険物の貯蔵最大
数量が 100,000 キロリッ
トル以上 200,000 キロリ

ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,040,000 円

(6) 危険物の貯蔵最大
数量が 200,000 キロリッ
トル以上 300,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,600,000 円

(7) 危険物の貯蔵最大
数量が 300,000 キロリッ
トル以上 400,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,820,000 円

(8) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上の特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,030,000
円

ニ 溶接部検査 次に掲げ
る特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大
数量が 1,000 キロリット
ル以上 5,000 キロリット
ル未満の特定屋外タン
ク貯蔵所 490,000 円

(2) 危険物の貯蔵最大
数量が 5,000 キロリット
ル以上 10,000 キロリッ
トル未満の特定屋外タ
ンク貯蔵所 630,000 円

(3) 危険物の貯蔵最大
数量が 10,000 キロリッ
トル以上 50,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 990,000
円

(4) 危険物の貯蔵最大
数量が 50,000 キロリッ
トル以上 100,000 キロリ

ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,310,000 円

(5) 危険物の貯蔵最大
数量が 100,000 キロリッ
トル以上 200,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,720,000 円

(6) 危険物の貯蔵最大
数量が 200,000 キロリッ
トル以上 300,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
3,320,000 円

(7) 危険物の貯蔵最大
数量が 300,000 キロリッ
トル以上 400,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
4,060,000 円

(8) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上の特定屋外タ
ンク貯蔵所 4,650,000
円

ホ 岩盤タンク検査 次に
掲げる屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル未満の屋外タンク
貯蔵所 9,100,000 円

(2) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上 500,000 キロリ
ットル未満の屋外タン
ク貯蔵所 12,400,000
円

(3) 危険物の貯蔵最大
数量が 500,000 キロリッ
トル以上の屋外タンク

		貯蔵所 17,000,000 円
	2 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の 1 のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 この項の 1 のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の 1 のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の 1 のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の 1 のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
7 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 310,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タ

ンク貯蔵所 430,000 円

(3) 危険物の貯蔵最大
数量が 10,000 キロリッ
トル以上 50,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 720,000
円

(4) 危険物の貯蔵最大
数量が 50,000 キロリッ
トル以上 100,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所 960,000
円

(5) 危険物の貯蔵最大
数量が 100,000 キロリッ
トル以上 200,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
1,210,000 円

(6) 危険物の貯蔵最大
数量が 200,000 キロリッ
トル以上 300,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
2,950,000 円

(7) 危険物の貯蔵最大
数量が 300,000 キロリッ
トル以上 400,000 キロリ
ットル未満の特定屋外
タンク貯蔵所
3,620,000 円

(8) 危険物の貯蔵最大
数量が 400,000 キロリッ
トル以上の特定屋外タ
ンク貯蔵所 4,170,000
円

ロ 岩盤タンクに係る特定
屋外タンク貯蔵所の保安
に関する検査 次に掲げ
る特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大

		数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,660,000円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,190,000円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000円 ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円 (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2 (第 2 条関係)			別表第 2 (第 2 条関係)		
手数料を徴収する事務	区分	金額	手数料を徴収する事務	区分	金額
1 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400 円	1 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400 円
2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数 が 10 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円 ロ 指定数量の倍数 が 10 を超え 50 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円 ハ 指定数量の倍数 が 50 を超え 100 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000 円 ニ 指定数量の倍数 が 100 を超え 200	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務		

改正後			改正前		
		<u>以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000 円</u> <u>円</u> ホ 指定数量の倍数が 200 を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000 円			
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 26,000 円 (3) <u>指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 39,000 円</u> <u>円</u> (4) 指定数量の	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請にかかる審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 26,000 円

改正後	改正前
<u>倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所</u> 52,000 円 (5) <u>指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所</u> 66,000 円 ロ <u>屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。</u> (1) <u>指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所</u> 20,000 円 (2) <u>指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以下の屋外タンク貯蔵所</u> 26,000 円	ロ <u>屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所</u> 20,000 円

改正後			改正前		
		(3) 指定数量の 倍数が 10,000 を 超える屋外タン ク 貯 蔵 所 39,000 円 ハ 準特定屋外タン ク貯蔵所（岩盤タ ンクに係る屋外タ ンク貯蔵所を除 く。）の設置の許可 の申請に係る審査 530,000 円 ニ 特定屋外タンク 貯蔵所（浮き屋根 を有する特定屋外 貯蔵タンクのうち 総務省令で定める ものに係る特定屋 外タンク貯蔵所 （ホにおいて「浮 き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所」と いう。）、浮き蓋付 きの特定屋外貯蔵 タンクのうち総務 省令で定めるもの に係る特定屋外タ ンク貯蔵所（ホに おいて「浮き蓋付 特定屋外タンク貯			

改正後			改正前		
		蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000			

改正後			改正前		
		キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 1,120,000 円 (4) 危険物の貯 蔵最大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 1,420,000 円 (5) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 1,660,000 円 (6) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 3,880,000			

改正後			改正前		
		円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000 キロリットル以上400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,100,000 円 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,000 円 ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			

改正後			改正前		
		(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き			

改正後			改正前		
		<u>蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u> <u>1,500,000 円</u> (4) <u>危険物の貯蔵最大数量が</u> <u>50,000 キロリットル以上</u> <u>100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所</u> <u>及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000 円</u> (5) <u>危険物の貯蔵最大数量が</u> <u>100,000 キロリットル以上</u> <u>200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所</u> <u>及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,140,000 円</u> (6) <u>危険物の貯蔵最大数量が</u> <u>200,000 キロリ</u>			

改正後			改正前		
		<u>300,000 キロリ</u> <u>ットル未満の浮</u> <u>き屋根式特定屋</u> <u>外タンク貯蔵所</u> <u>及び浮き蓋付特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 4,350,000</u> <u>円</u> (7) <u>危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>300,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u> <u>400,000 キロリ</u> <u>ットル未満の浮</u> <u>き屋根式特定屋</u> <u>外タンク貯蔵所</u> <u>及び浮き蓋付特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 5,570,000</u> <u>円</u> (8) <u>危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>400,000 キロリ</u> <u>ットル以上の浮</u> <u>き屋根式特定屋</u> <u>外タンク貯蔵所</u> <u>及び浮き蓋付特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所</u>			

改正後			改正前		
		<u>6,770,000 円</u> へ 岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に係る審査 次に掲げる屋外タ ンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ 次に定める金額 (1) 危険物の貯 蔵最大数量が <u>400,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</u> <u>5,750,000 円</u> (2) 危険物の貯 蔵最大数量が <u>400,000 キロリ ットル以上</u> <u>500,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所</u> <u>7,250,000 円</u> (3) 危険物の貯 蔵最大数量が <u>500,000 キロリ ットル以上の屋 外タンク貯蔵所</u> <u>10,700,000 円</u> ト 屋内タンク貯蔵			
					ハ 屋内タンク貯蔵

改正後			改正前		
		所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円 (2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 39,000 円 リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円 ヌ 移動タンク貯蔵所(ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 ル 積載式移動タン			所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 三 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円 (2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 39,000 円 ホ 移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円

改正後			改正前		
		<u>ク 貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円</u> <u>コ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円</u>			<u>ヘ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円</u>
	<u>3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>	<u>イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円</u> <u>ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000 円</u> <u>ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円</u> <u>ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000 円</u>	<u>2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>		<u>イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円</u> <u>ロ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円</u>

改正後			改正前		
		ホ <u>移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査</u> 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から4の項まで及び7の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を</u>			

改正後			改正前		
		移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000 円 (2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000 円 (3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すご			

改正後			改正前		
		<u>とに 22,000 円を 加えた金額</u> △ 一般取扱所の設 置の許可の申請に 係る審査 次に掲 げる一般取扱所の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) 指定数量の 倍数が 10 以下の 一般取扱所 39,000 円 (2) 指定数量の 倍数が 10 を超え 50 以下の一般取 扱所 52,000 円 (3) <u>指定数量の 倍数が 50 を超え 100 以下の一般 取扱所 66,000 円</u> (4) <u>指定数量の 倍数が 100 を超 え 200 以下の一 般取扱所 77,000 円</u> (5) <u>指定数量の 倍数が 200 を超 える一般取扱所</u>			△ 一般取扱所の設 置の許可の申請に 係る審査 次に掲 げる一般取扱所の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) 指定数量の 倍数が 10 以下の 一般取扱所 39,000 円 (2) 指定数量の 倍数が 10 を超え 50 以下の一般取 扱所 52,000 円

改正後			改正前		
		92,000 円			
3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 1 の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務		
	2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 2 の右欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、2 の項の 2 のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 1 の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 3 の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 2 の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
4 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の	1 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく	2 の項の 1 の右欄に掲げる製造所の区分	4 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の		

改正後			改正前		
規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) 第 8 条第 3 項の規定に基づく 危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱所 の完成検査に關す る事務	<u>く製造所の設置の 許可に係る完成検査</u>	に応じ、それぞれ当 該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金 額	規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) 第 8 条第 3 項の規定に基づく 危険物の貯蔵所又 は取扱所の完成検査に關する事務		
	<u>2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づ く貯蔵所の設置の 許可に係る完成検査</u>	イ 屋外タンク貯蔵 所にあつては、 <u>2 の項の 2 の口</u> に掲 げる屋外タンク貯 蔵所の区分に応 じ、それぞれ当該 手数料の金額の <u>2 分の 1</u> に相当する 金額 ロ その他の貯蔵所 にあつては、 <u>2 の 項の 2 の右欄</u> に掲 げる貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ 当該手数料の金額 の <u>2 分の 1</u> に相当 する金額		<u>1 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づ く貯蔵所の設置の 許可に係る完成検査</u>	イ 屋外タンク貯蔵 所にあつては <u>2 の 項の 1 の口</u> に掲げ る屋外タンク貯蔵 所の区分に応じ、 それぞれ当該手数 料の金額の <u>二分の 一</u> に相当する金額 ロ その他の貯蔵所 にあつては <u>2 の項 の 1 の右欄</u> に掲げ る貯蔵所の区分に 応じ、それぞれ当 該手数料の金額の <u>二分の一</u> に相当す る金額
	<u>3 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づ く取扱所の設置の 許可に係る完成検査</u>	<u>2 の項の 3 の右欄</u> に 掲げる取扱所の区分 に応じ、それぞれ当 該手数料の金額の <u>2 分の 1</u> に相当する金 額		<u>2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づ く取扱所の設置の 許可に係る完成検査</u>	<u>2 の項の 2 の右欄</u> に 掲げる取扱所の区分 に応じ、それぞれ当 該手数料の金額の <u>二分の 一</u> に相当する金額
	<u>4 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づ く製造所の位置、</u>	<u>2 の項の 1 の右欄</u> に 掲げる製造所の区分 に応じ、それぞれ当			

改正後			改正前		
	<u>構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	該手数料の金額の <u>4分の1</u> に相当する金額			
	<u>5</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、 <u>2の項の2</u> のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>4分の1</u> に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、 <u>2の項の2</u> の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>4分の1</u> に相当する金額		<u>3</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、 <u>2の項の1</u> のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>四分の一</u> に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては <u>2の項の1</u> の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>四分の一</u> に相当する金額
	<u>6</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	<u>2の項の3</u> の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>4分の1</u> に相当する金額		<u>4</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	<u>2の項の2</u> の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の <u>四分の一</u> に相当する金額
5 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用	5,400 円	5 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の貯蔵所又は取	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の	5,400 円

改正後			改正前		
又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	の承認の申請に対する審査		扱所の仮使用の承認に関する事務	申請に対する審査	
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量 <u>10,000 リットル</u> 以下のタンク 6,000 円 (2) 容量 <u>10,000 リットル</u> を超え <u>1,000,000 リットル</u> 以下のタンク 11,000 円 (3) 容量 <u>1,000,000 リットル</u> を超え <u>2,000,000 リットル</u> 以下のタンク 15,000 円 (4) 容量 <u>2,000,000 リットル</u> を超えるタンク 15,000 円に <u>1,000,000 リットル</u> 又は <u>1,000,000 リットル</u> に満たない	6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	消防法第11条の2第1項の規定に基づく貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量 <u>10,000 ℓ</u> 以下のタンク 6,000 円 (2) 容量 <u>10,000 ℓ</u> を超え <u>1,000,000 ℓ</u> 以下のタンク 11,000 円

改正後			改正前		
		端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量 600 リットル以下のタンク 6,000 円 (2) 容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク 11,000 円 (3) 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク 15,000 円 (4) 容量 20,000 リットルを超えるタンク 15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 ハ 基礎・地盤検査			

改正後			改正前		
		<u>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</u> 410,000 円 <u>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</u> 540,000 円 <u>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</u> 700,000 円 <u>(4) 危険物の貯</u>			

改正後			改正前		
		<u>蔵最大数量が</u> <u>50,000 キロリッ</u> <u>トル以上</u> <u>100,000 キロリ</u> <u>ットル未満の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 920,000</u> <u>円</u> <u>(5) 危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>100,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u> <u>200,000 キロリ</u> <u>ットル未満の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 1,040,000</u> <u>円</u> <u>(6) 危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>200,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u> <u>300,000 キロリ</u> <u>ットル未満の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 1,600,000</u> <u>円</u> <u>(7) 危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>300,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u>			

改正後			改正前		
		400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 1,820,000 円 (8) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所 2,030,000 円 二 溶接部検査 次 に掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 490,000 円 (2) 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリットル未			

改正後			改正前		
		満の特定屋外タンク貯蔵所 630,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 990,000 円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,310,000 円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000 円 (6) 危険物の貯			

改正後			改正前		
		<u>蔵最大数量が</u> <u>200,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u> <u>300,000 キロリ</u> <u>ットル未満の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 3,320,000</u> <u>円</u> <u>(7) 危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>300,000 キロリ</u> <u>ットル以上</u> <u>400,000 キロリ</u> <u>ットル未満の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 4,060,000</u> <u>円</u> <u>(8) 危険物の貯</u> <u>蔵最大数量が</u> <u>400,000 キロリ</u> <u>ットル以上の特</u> <u>定屋外タンク貯</u> <u>蔵所 4,650,000</u> <u>円</u> <u>ホ 岩盤タンク検査</u> <u>次に掲げる屋外タ</u> <u>ンク貯蔵所の区分</u> <u>に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める金額</u> <u>(1) 危険物の貯</u>			

改正後			改正前		
		蔵最大数量が 400,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所 9,100,000 円 (2) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000 キロリ ットル以上 500,000 キロリ ットル未満の屋 外タンク貯蔵所 12,400,000 円 (3) 危険物の貯 蔵最大数量が 500,000 キロリ ットル以上の屋 外タンク貯蔵所 17,000,000 円			
	2 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に 基づく製造所、貯 蔵所又は取扱所の 位置、構造又は設 備の変更の許可に 係る完成検査前検 査	イ 水張検査 この 項の 1 のイに掲げ るタンクの区分に 応じ、それぞれ当 該手数料の金額と 同一の金額 ロ 水圧検査 この 項の 1 のロに掲げ るタンクの区分に 応じ、それぞれ当 該手数料の金額と			

改正後			改正前		
		同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の 1 のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の 1 のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の 1 のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額			
7 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱	消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検			

改正後			改正前		
所の保安に関する 検査に関する事務	する検査	査 次に掲げる特 定屋外タンク貯蔵 所の区分に応じ、 それぞれ次に定め る金額 (1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 310,000 円 (2) 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 430,000 円 (3) 危険物の貯 蔵最大数量が 10,000 キロリッ トル以上 50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 720,000 円 (4) 危険物の貯			

改正後			改正前		
		蔵最大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 960,000 円 (5) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 1,210,000 円 (6) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 2,950,000 円 (7) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,000 キロリ ットル以上			

改正後			改正前		
		400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 3,620,000 円 (8) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所 4,170,000 円 ロ 岩盤タンクに係 る特定屋外タンク 貯蔵所の保安に関 する検査 次に掲 げる特定屋外タン ク貯蔵所の区分に 応じ、それぞれ次 に定める金額 (1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 2,660,000 円 (2) 危険物の貯			

改正後			改正前		
		蔵最大数量が 400,000 キロリ ットル以上 500,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 3,190,000 円 (3) 危険物の貯 蔵最大数量が 500,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所 4,790,000 円 ハ 移送取扱所の保 安に関する検査 次に掲げる移送取 扱所の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (1) 危険物を移 送するための配 管に係る最大常 用圧力が0.95 メ ガパスカル以上 であつて、かつ、 危険物を移送す るための配管の 延長が7キロメ			

改正前			改正後		
		<u>一トル以上 15 キロメートル以下</u> <u>の移送取扱所</u> <u>70,000 円</u> <u>(2) 危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所</u> <u>70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 17,000 円を加えた金額</u>			